

滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例

〔 昭 和 5 8 年 6 月 3 0 日
滋賀県町村職員退職手当組合条例第 3 号 〕

改 正	昭和59年 8 月 1 日 条例第 1 号	昭和60年 3 月 5 日 条例第 1 号
	昭和60年 11 月 11 日 条例第 2 号	昭和61年 7 月 11 日 条例第 3 号
	昭和62年 2 月 18 日 条例第 1 号	昭和62年 10 月 2 日 条例第 2 号
	昭和63年 1 月 18 日 条例第 1 号	昭和63年 6 月 13 日 条例第 2 号
	平成元年 3 月 7 日 条例第 2 号	平成元年 10 月 13 日 条例第 7 号
	平成 3 年 7 月 19 日 条例第 1 号	平成 4 年 3 月 27 日 条例第 1 号
	平成 5 年 3 月 1 日 条例第 1 号	平成 5 年 3 月 19 日 条例第 3 号
	平成 7 年 3 月 28 日 条例第 1 号	平成10年 2 月 19 日 条例第 1 号
	平成12年 2 月 9 日 条例第 1 号	平成12年 12 月 25 日 条例第 2 号
	平成13年 2 月 14 日 条例第 5 号	平成13年 8 月 23 日 条例第 6 号
	平成14年 3 月 4 日 条例第 1 号	平成15年 8 月 8 日 条例第 2 号
	平成16年 2 月 16 日 条例第 1 号	平成17年 2 月 1 日 条例第 1 号
	平成17年 3 月 22 日 条例第 2 号	平成18年 2 月 27 日 条例第 1 号
	平成18年 3 月 29 日 条例第 4 号	平成19年 2 月 9 日 条例第 1 号
	平成19年 8 月 2 日 条例第 5 号	平成19年 12 月 20 日 条例第 6 号
	平成20年 3 月 28 日 条例第 1 号	平成22年 2 月 18 日 条例第 1 号
	平成22年 7 月 26 日 条例第 2 号	平成23年 8 月 24 日 条例第 1 号
	平成25年 2 月 18 日 条例第 1 号	平成26年 8 月 21 日 条例第 1 号
	平成 27 年 2 月 3 日 条例第 1 号	平成27年 8 月 21 日 条例第 2 号
	平成 28 年 2 月 12 日 条例第 5 号	平成29年 2 月 2 日 条例第 1 号
	平成 29 年 8 月 25 日 条例第 4 号	平成29年 12 月 28 日 条例第 7 号
	平成 30 年 8 月 27 日 条例第 3 号	令和元年 8 月 2 日 条例第 3 号
	令和 2 年 2 月 12 日 条例第 1 号	令和 4 年 11 月 4 日 条例第 2 号
	令和 5 年 3 月 30 日 条例第 5 号	

滋賀県町村職員退職手当組合退職手当支給条例（昭和 33 年条例第 1 号）の全部を改正する。

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この条例は、滋賀県市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）を組織する市町、一部事務組合および広域連合（以下「組合市町」という。）の職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号の職員および地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 57 条の単純な労務に雇用される職員（以下「企業職員等」という。）を除く。）の退職手当に関する事項ならびに企業職員等の退職手当に関する基準を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または当該組合市町の条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。第14条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（当該組合市町の条例において休日として定める日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第14条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷もしくは病気（以下「傷病」という。）による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分ならびに第6条中公務上の傷病または死亡による退職に係る部分ならびに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(遺族の範囲および順位)

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号および第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位または同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- (退職手当の支払)

第2条の3 第3条の2および第8条の5の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）、第13条の規定による退職手当ならびに第15条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する

退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(職員の区分)

第3条 第2条に規定する職員を特別職の職員と一般職の職員に区分する。

2 特別職の職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 組合市町の長および管理者（以下「組合市町の長」という。）
- (2) 組合市町の副市町長および副管理者（以下「組合市町の副市町長」という。）
- (3) 組合市町の病院事業管理者
- (4) 組合市町の教育長

3 一般職の職員は、特別職の職員以外の職員とする。

(一般の退職手当)

第3条の2 退職した一般職の職員に対する退職手当の額は、次条から第6条の3までおよび第8条から第8条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第2章 一般職の職員の退職手当

第1節 一般の退職手当

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 一般職の職員の退職手当の基本額は、次条または第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部または全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項ならびに第6条第1項第3号および第2項において同じ。）または死亡によらず、かつ、その者の都合により退職した者（第20条第1項各号に掲げる者および傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項および第8条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60

(2) 勤続期間 11 年以上 15 年以下の者 100 分の 80

(3) 勤続期間 16 年以上 19 年以下の者 100 分の 90

(11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第 5 条 11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第 28 条の 6 第 1 項の規定により退職した者（同法第 28 条の 7 第 1 項の期限または同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）またはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(3) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて組合長と組合市町の長が協議して定めた基準に該当するもの

2 前項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項および第 3 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、または定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第 1 項に規定する勤続期間の区分および当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125

(2) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5

(3) 16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200

(25 年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第 6 条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25 年以上勤続し、地方公務員法第 28 条の 6 第 1 項の規定により退職した者（同法第 28 条の 7 第 1 項の期限または同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）またはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 4 号の規定による免職の処分を受けて退職した者

(3) 公務上の傷病または死亡により退職した者

(4) 25 年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(5) 25 年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて組合長と組合市町の長が協議して定めた基準に該当するもの

2 前項の規定は、25 年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、または定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第 1 項に規定する勤続期間の区分および当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 150

(2) 11 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 165

(3) 26 年以上 34 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 180

(4) 35 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 105

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第6条の2 退職した一般職の職員の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「変額日」という。)における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定変額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定変額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - (2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合
- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この条例の規定により退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたことまたは第9条第6項に規定する職員以外の地方公務員等もしくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間および第9条第10項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたことまたは第20条第1項もしくは第22条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当および第13条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第9条第6項に規定する職員以外の地方公務員等または同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日以前の期間)を除く。)をいう。
- (1) 職員としての引き続いた在職期間
 - (2) 第9条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
 - (3) 第9条第6項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
 - (4) 第9条第6項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員または特定地方公社職員としての引き続いた在職期間および後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
 - (5) 第9条第6項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間および後の職員以外の地方公務員

等としての引き続いた在職期間

- (6) 第9条第6項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間および職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (7) 第9条第6項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間および国家公務員としての引き続いた在職期間
- (8) 第9条第6項第6号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間および職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (9) 第9条第6項第7号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間および国家公務員としての引き続いた在職期間
- (10) 第9条第7項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間および後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (11) 第12条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第12条第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (13) 第12条第3項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間および後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (14) 第12条第3項第2号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間および後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (15) 第12条第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間および特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (16) 第12条第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間および特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (17) 第12条第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間および後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (18) 第12条第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間および後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして規則に定める在職期間
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条の3 第6条第1項(第1号および第4号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項および前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 6 条第 1 項	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 6 条の 2 第 1 項第 1 号	および特定減額前給料月額	ならびに特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 6 条の 2 第 1 項第 2 号	退職日給料月額に、	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額に、
第 6 条の 2 第 1 項第 2 号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(勸奨の要件)

第 6 条の 4 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、組合市町の長の定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(公務または通勤によることの認定の基準)

第 7 条 組合長は、退職の理由となった傷病または死亡が公務上のものまたは通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第 8 条 第 4 条から第 6 条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に 60 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第 8 条の 2 第 6 条の 2 第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第 2 号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60 以上 特定減額前給料月額に 60 を乗じて得た額

(2) 60 未満 特定減額前給料月額に第 6 条の 2 第 1 項第 2 号ロに掲げる割合を乗じて得た額および退職日給料月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第 8 条の 3 第 6 条の 3 に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 8 条	第 4 条から第 6 条まで	第 6 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 6 条
	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	これらの	第 6 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 6 条の
第 8 条の 2	第 6 条の 2 第 1 項の	第 6 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 6 条の 2 第 1 項の
	同項第 2 号ロ	第 6 条の 3 の規定により読み替えて適用する同項第 2 号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 8 条の 2 第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 8 条の 2 第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	第 6 条の 2 第 1 項第 2 号ロ	第 6 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 6 条の 2 第 1 項第 2 号ロ
	および退職日給料月額	ならびに退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額

	当該割合	当該第 6 条の 3 の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合
--	------	-------------------------------------

(退職手当の調整額)

第 8 条の 4 退職した一般職の職員に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 6 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業、同法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業、同法第 27 条および第 28 条の規定による休職（公務上の傷病による休職および通勤による傷病による休職を除く。）、同法第 29 条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）に基づく育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第 9 条第 4 項および第 5 項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項および第 5 項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額（当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
 - (2) 第2号区分 59,550円
 - (3) 第3号区分 54,150円
 - (4) 第4号区分 43,350円
 - (5) 第5号区分 32,500円
 - (6) 第6号区分 27,100円
 - (7) 第7号区分 21,700円
 - (8) 第8号区分 0
- 2 退職した一般職の職員の基礎在職期間に第6条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難および責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0
 - (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第8条の5 第6条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条の2、第6条、第6条の2および前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、当該組合市町の職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員については、給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて当該組合市町の長が定める額とする。

(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 一般職の職員が退職した場合（第20条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においてその者が退職の日またはその翌日に再び職員となったときは前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（同項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修または国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他任命権者が定める要件に該当する場合を除く。）、同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業、同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由またはこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 前項の休職月等のうち、育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての同項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。
- 6 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員または国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定または特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118

号) 第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の退職手当の支給の基準 (同法第 48 条第 2 項または第 51 条第 2 項に規定する基準をいう。以下同じ。) において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に 12 を乗じて得た数 (1 未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。) に相当する月数) は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 職員が、第 27 条第 2 項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(2) 他の地方公共団体または特定地方独立行政法人 (以下「地方公共団体等」という。) で、退職手当に関する規定または退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体もしくは特定地方独立行政法人の公務員または一般地方独立行政法人 (地方独立行政法人法第 8 条第 1 項第 5 号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方住宅供給公社法 (昭和 40 年法律第 124 号) に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法 (昭和 45 年法律第 82 号) に規定する地方道路公社もしくは公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和 47 年法律第 66 号) に規定する土地開発公社 (以下「地方公社」という。) もしくは公庫等 (国家公務員退職手当法第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等をいう。以下同じ。) (以下「一般地方独立行政法人等」という。) に使用される者 (役員および常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。) が、任命権者もしくはその委任を受けた者または一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体もしくは特定地方独立行政法人の公務員または一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員 (以下「特定地方公務員」という。) が、任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人または地方公社で、退職手当 (これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。) に関する規程において、地方公務員または他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者もしくはその委任を受けた者または一般地方独立行政法人等の要請に応じ退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人または地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員または他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人または地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者 (役員および常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」または「特定地方公社職員」という。) となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員または特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3) 特定地方公務員または国家公務員が、任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員または他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者もしくはその委任を受けた者または一般地方独立行政法人等の

要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、地方公務員または他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員および常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員または国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(4) 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員または特定公庫等職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(5) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(6) 職員が、任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(7) 職員が、任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

7 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 59 条第 2 項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第 2 号の規定の適用については、同条第 2 項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

8 一般職の職員が引き続き特別職の職員となったとき、第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず前後の職員としての在職期間は通算しないものとする。

9 前各項の規定による在職期間のうち地方公務員法第 26 条の 3 の規定に基づき定められた条例の規定により承認を受けて勤務しなかった期間（以下この項において「高齢者部分休業期間」という。）があったときは、高齢者部分休業期間の 2 分の 1 に相当する期間を前各項の規定により計算した在職期間から除算する。

- 10 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数については、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病または死亡による退職に係る部分に限る。）、第5条第1項または第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 11 前項の規定は、前条または第14条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。
- 12 第14条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。
（育児短時間勤務をした職員の取扱い）

第9条の2 第8条の4第1項および第9条第4項の規定の適用については、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、第8条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

- 2 育児短時間勤務をした期間についての第9条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。
- 3 育児短時間勤務の期間中のこの条例の規定による退職手当および市町負担金の計算の基礎となる給料の月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料の月額とする。
（勤続期間の計算の特例）

第10条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したものの職員となる前の引き続いて勤務した期間

第11条 第9条第6項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。
（一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算）

第12条 職員のうち、任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第9条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から、後の職員としての在職期間の終期までの期間は職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員とし

ての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間については、第9条（第6項および第7項を除く。）の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。
 - (1) 職員が、任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続き再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (2) 職員が、任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (3) 特定地方公務員が、任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き職員となった場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (4) 国家公務員が、任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き職員となった場合においては、国家公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (5) 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続き再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後更に引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (6) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後更に引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- 4 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、

かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

- 5 地方公社または国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 6 条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社またはその法人の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社またはその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社またはその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）に使用される者が、その身分を保有したまま引き続き職員となった場合におけるその者の第 9 条第 1 項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。ただし、組合長が別に定める場合においては、この限りでない。

第 2 節 特別の退職手当

（予告を受けない退職者の退職手当）

- 第 13 条** 職員の退職が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条および第 21 条または船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 46 条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（失業者の退職手当）

- 第 14 条** 勤続期間 12 月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして組合長が定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6 月以上）で退職した職員（第 5 項または第 7 項の規定に該当する者を除く。）であつて、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第 15 条第 1 項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第 22 条第 3 項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第 20 条第 1 項第 1 号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者とみなして同法第 20 条第 1 項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他組合長が定める理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができない者が組合長の定めるところにより組合長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が 4 年を超えるときは、4 年とする。第 3 項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第 1 号に規定する一般の退職手当等の額を第 2 号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第 1 号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第 2 号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第 15 条第 1 項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第 17 条第 1 項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第 20 条第 1 項第 1 号に規定する離職の日とその者の基準勤続期間の年月数を同法第 22 条第 3 項に規定する算定基礎期間の年月数とみなし同法の規定を適用した場合に、同法第 16 条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第 22 条第 1 項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額
- 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員または職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が 1 月以上あるもの（季節的業務に 4 箇月以内の期間を定めて雇用され、または季節的に 4 箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間または当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。
- (1) 当該勤続期間または当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前 1 年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間
 - (2) 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間
- 3 勤続期間 12 月以上（特定退職者にあつては、6 月以上）で退職した職員（第 6 項または第 8 項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第 1 項第 2 号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第 1 項第 2 号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。
- 4 第 1 項および前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の組合長が定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申し込みをしないことを希望する場合において、組合長が定めるところにより、組合長にその旨を申し出たときは、第 1 項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申し込みをしないことを希望する一定の期間（1 年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申し込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申し込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申し込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第 4 項において読み替えられた第 1 項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が 30 日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、組合長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が 4 年から第 1 項および本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該

超える日数を除く。)は、第1項および本項の規定による期間に算入しない。

- 5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
 - (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
- 6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- 7 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
 - (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額
- 8 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けていないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
- 9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した雇用保険法第41条に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第1項または第3項の規定によ

る退職手当を支給する。

- 10 第1項、第3項または前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項または第3項の退職手当を支給することができる。
 - (1) その者が公共職業安定所長の指示した雇用保険法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合
 - (2) その者が次のいずれかに該当する場合
 - イ 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、組合長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
 - ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、組合長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
 - (3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合
 - (4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合
- 11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
 - (1) 公共職業安定所長の指示した雇用保険法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額
 - (2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届け出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額
 - (3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申し込みをした後において、疾病または負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額
 - (4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
 - (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、または公共職業安定所長の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額
 - (6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額
- 12 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数および第1項または第3項の規

定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。

- 13 第 11 項第 3 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項または第 11 項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第 1 項または第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
- 14 第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項または第 11 項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項または第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
 - (1) 雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数
 - (2) 雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第 5 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数
- 15 第 11 項の規定は、第 5 項または第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 5 項または第 6 項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。）および第 7 項または第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 7 項または第 8 項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 6 箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第 11 項中「次の各号」とあるのは「第 4 号から第 6 号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。
- 16 偽りその他不正の行為によって第 1 項、第 3 項、第 5 項から第 11 項までおよび前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第 10 条の 4 の例による。
- 17 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

第 3 章 特別職の職員の退職手当

第 1 節 特別職の職員の退職手当

（特別職の職員の退職手当）

第 15 条 特別職の職員が退職した場合における当該職員としての在職期間に対する退職手当の額は、その者の給料月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 組合市町の長については、1 月につき 100 分の 43
- (2) 組合市町の副市町長については、1 月につき 100 分の 26
- (3) 組合市町の病院事業管理者については、1 月につき 100 分の 26
- (4) 組合市町の教育長については、1 月につき 100 分の 20

（勤続期間の計算）

第 16 条 退職手当算定の基礎となる在職期間の計算は、特別職の職員として引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、特別職の職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数（以下「在職月数」という。）による。ただし、その月数が 48 月（教育長にあつては、36 月。以下この項において同じ。）を超えるときは、48 月とする。

3 次の各号の一に該当する者については、第1項および第2項の規定にかかわらず前後の特別職の職員としての在職期間は通算しないものとする。

(1) 特別職の職員が引き続き一般職の職員となったとき

(2) 特別職の職員が引き続き公選または任命されたとき

(特別職の職員の退職手当の特例)

第16条の2 職員以外の地方公務員等が、組合市町の長の要請に応じ、退職手当を支給されないで引き続いて特別職の職員（組合市町の長を除く以下この条において同じ。）となり退職した場合における退職手当の額は、第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 特別職の職員としての在職期間について、第15条の規定により計算して得た額

(2) 職員以外の地方公務員等としての退職の日に当該職員以外の地方公務員等に適用される給与に関する条例または法令（以下この条において「条例等」という。）の規定により受けていた給料表の職務の級の号給または俸給表の職務の級の号俸に対応する特別職の職員として退職した日における給料月額または俸給月額および職員以外の地方公務員等としての在職期間を基礎として第2章の規定の例により計算して得た額

2 前項の場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間は、前条の規定にかかわらず、その者の特別職としての引き続いた在職期間に通算する。

3 特別職の職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の特別職の職員としての在職期間が当該職員以外の地方公務員等に適用される退職手当に関する条例等の規定により当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

第2節 退職手当の支給制限

（一般職の職員の支給制限に関する規定の準用等）

第17条 第19条から第26条までの規定は、特別職の職員の退職手当の支給について準用する。

2 前項に定めるもののほか、組合長が退職手当を支給することが不相当と認める場合は、組合議会の議決により支給しないことができる。

第4章 企業職員等の退職手当に関する基準

（企業職員等の退職手当に関する基準）

第18条 企業職員等が退職した場合には、その者に退職手当を支給する。

2 前項に規定する退職手当の額は、この条例に規定する職員の退職手当の額を基準として組合長が別に定める。

第5章 退職手当の支給制限等

（定義）

第19条 本条から第26条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 懲戒免職等処分実施機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例の規定により退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第 26 条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分および本条から第 26 条までの規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分および本条から第 26 条までの規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関）をいう。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第 20 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、組合長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務および責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容および程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度ならびに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職またはこれに準ずる退職をした者

2 組合長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 組合長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を組合の掲示場（滋賀県市町村職員退職手当組合公告式条例（昭和 34 年条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場をいう。）に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第 21 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、組合長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、組合長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたときまたは当該懲戒免職等処分実施機関がその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、組合長がその者

に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

- (2) 当該懲戒免職等処分実施機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容および程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、組合長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、組合長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 組合長は、第1項または第2項の規定による支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴または行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴または行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）または公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 組合長は、第3項の規定による支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、組合長が、当該支払差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項または第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第14条の規定の適用に

については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

- 9 第1項または第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第14条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
- 10 前条第2項および第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第22条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、組合長は、当該退職をした者（第1号または第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第20条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該懲戒免職等処分実施機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、組合長は、当該遺族に対し、第20条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 組合長は、第1項第3号または前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第20条第2項および第3項の規定は、第1項および第2項の規定による処分について準用する。

- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項または第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第23条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、組合長は、当該退職をした者に対し、第20条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第3項、第6項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条および第25条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条および第25条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部または一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
 - (3) 当該懲戒免職等処分実施機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第14条第1項、第5項または第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、組合長は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 組合長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 行政手続法第3章第2節(第28条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第20条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第24条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、組合長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第20条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第20条第2項ならびに前条第2項および第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第25条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第23条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る懲戒免職等処分実施機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、組合長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第23条第5項または前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第23条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、組合長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第21条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、組合長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第

23 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、組合長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第 23 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、組合長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第 20 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第 1 項から第 5 項までの規定による処分を受けるべき者が相続または遺贈により取得をしたまたは取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況および当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が 2 人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第 20 条第 2 項ならびに第 23 条第 2 項および第 4 項の規定は、第 1 項から第 5 項までの規定による処分について準用する。
- 8 行政手続法第 3 章第 2 節（第 28 条を除く。）の規定は、前項において準用する第 23 条第 4 項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当審査会）

第 26 条 組合長の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、組合長の附属機関として、滋賀県市町村職員退職手当組合退職手当審査会（以下「退職手当審査会」という。）を置く。

- 2 組合長は、第 22 条第 1 項第 3 号もしくは第 2 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項または前条第 1 項から第 5 項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。
- 3 退職手当審査会は、第 22 条第 2 項、第 24 条第 1 項または前条第 1 項から第 5 項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者、懲戒免職等処分実施機関または組合長にその主張を記載した書面または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件

に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 退職手当審査会は、行政不服審査法の規定によりその権限に属された事項を処理する。

7 退職手当審査会の組織および委員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、規則で定める。

第6章 補則

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第27条 職員が退職した場合(第20条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日またはその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定または退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は支給しない。

3 職員が第12条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合または同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、組合長が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(権利の譲渡禁止)

第28条 第2条の規定による退職手当を受ける権利は、これを譲渡し、または担保に供することができない。

(権利の裁定調査)

第29条 退職手当の支給を受ける権利は、組合長がこれを裁定する。

2 前項の規定により裁定をするため必要と認めるときは、組合長は、組合市町に対して書類の提出を求め、または当該市町の職員について必要な事項を調査することができる。

第7章 負担金

(負担金の種類)

第30条 組合市町は、退職手当の給付に要する費用として、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 市町負担金

(2) 差額負担金

(負担金の納付)

第31条 組合市町は、前条第1号に規定する市町負担金として、当該負担金を納付しようとする月における職員の給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部または全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。)に、次の各号の区

分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額を組合に毎月その末日までに納付するものとする。

(1) 特別職の職員については、1000分の300

(2) 一般職の職員（企業職員等を含む。）については、1000分の140

2 組合市町は、職員が第5条第1項の規定によりその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて組合長と組合市町の長が協議して定めた基準に該当するものとして、または第6条第1項の規定により組織もしくは定数の改廃もしくは予算の減少により廃職もしくは過員を生ずることにより退職した者であつて組合市町の長の承認を得たもの、もしくはその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて組合長と組合市町の長が協議して定めた基準に該当するものとして退職手当の支給を受けたとき、前条第2号に規定する差額負担金として、当該職員の退職手当の額からその者につき自己の都合により退職した者として第4条の規定を適用した場合にその者が支給を受けることとなる退職手当の額を控除して得た額に相当する金額を当該職員の退職日の属する年度（以下「当該年度」という。）の出納閉鎖期日までに組合に納付するものとする。

3 差額負担金の納付につき、前項の規定によりがたい場合、組合市町の長は、組合長の承認を得て、当該年度の翌年度の3月末日までに納付するものとする。

4 差額負担金の納付につき、前2項の規定によりがたい場合、組合市町の長は、組合長の承認を得て分割の方法により納付することができる。

5 前項の規定により納付する差額負担金は、当該年度、その翌年度および翌々年度に均等に分割し、または翌年度および翌々年度に均等に分割して納付するものとし、納付期日については、当該年度は第2項の規定の例によるものとし、翌年度以降についてはそれぞれの年度の3月末日までとする。

（加入負担金）

第32条 滋賀県内の地方公共団体で新たに組合に加入しようとする地方公共団体（以下「新加入団体」という。）は、第1号に掲げる額に第2号に掲げる人数を乗じて得られる額を加入するに際し納付すべき負担金（以下「加入負担金」という。）として、組合長が指定する日までに納付しなければならない。

(1) 加入しようとする日（以下「加入日」という。）の前日における組合の財政調整基金の額を同日に在職する組合市町の職員の数で除して得た額（10万円未満の端数は切り捨てる。）

(2) 加入日における新加入団体の職員の数。ただし、加入日の前日において、組合市町の職員であった者の数を除く。

2 前項に規定する加入負担金を一時に納付することができないときは、同項の規定にかかわらず組合長の承認を得て次の各号に定めるところにより分割納付することができる。

(1) 10年以内（組合に加入した年度を含む。）で年数に応じて均等分割した額（1円未満の端数は切り捨てる。）を納付する。

(2) 分割納付の期日は、組合に加入した年度にあつては組合長が指定する期日とし、2年目以降は毎年2月末日とする。ただし、その納付の日が金融機関の休日にあたる場合には、その日前においてその日に最も近い金融機関の休日でない日とする。

（延滞金）

第33条 組合市町は、納付期限までに納付しなかった金額（千円未満の端数は除く。）に対し年

14.5%の割合で納付期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した延滞金を納付しなければならない。ただし、組合長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

第8章 雑則

(施行規則)

第34条 この条例の施行に関して必要な事項は、組合長がこれを定める。

付則

- 1 この条例は、昭和58年7月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県町村職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に退職した職員のうち、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第4条から第6条の3までおよび付則第15項から第23項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条ならびに付則第3項」とする。
- 4 施行日以後に退職した職員のうち新条例第4条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同項または第6条の2および付則第18項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 施行日以後に退職した職員のうち新条例第6条または付則第16項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として付則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 施行日から平成元年3月31日までの間に新条例第4条または第5条もしくは第6条第2項の規定により退職した者（定年に達したことにより退職した者は除く。）に対する退職手当の額は新条例第4条、第5条、第6条および第8条ならびに付則第3項から第5項までの規定にかかわらず退職の日におけるその者の給料月額に、付則別表第1の左欄に掲げる退職事由の区分ごとに同表の中欄に掲げる勤続期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる適用期間のそれぞれの期間の割合を乗じて得た額とする。
- 7 施行日から平成元年3月31日までの間に新条例第6条第1項の規定により退職した者（定年に達したことにより退職した者は除く。）に対する退職手当の額は、新条例第6条および第8条ならびに付則第3項および第5項の規定にかかわらず退職の日におけるその者の給料月額に付則別表第2の左欄に掲げる勤続期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる適用期間のそれぞれの期間の割合を乗じて得た額とする。
- 8 地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条の規定により退職した者に対する第5条および第6条の規定の適用については、第5条第1項中「定年に達したことにより退職した者」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号。以下「法律第92号」という。）附則第3条の規定により退職した者」と、第6条第1項中「定年に達したことにより退職した者」とあるのは「法律第92号附則第3条の規定により退職した者」とする。

- 9 平成 16 年 3 月 31 日に国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第 4 条の規定により引き続き国立大学法人等（同法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人及び同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 10 旧機関の職員が、第 9 条第 6 項に規定する事由によって引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 50 条の 10 第 2 項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、組合長が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 11 退職した一般職の職員の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成 18 年 3 月 31 日以前に行われた給料月額の変額改定で規則で定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第 8 条の 5 第 2 項に規定する職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額および同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして当該組合市町の長が定めるものについては、この限りでない。
- 12 令和 7 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 14 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条までおよび附則第 5 条」と、同項第 2 号中「ロ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、組合長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは、「ロ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同職者であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、組合長が同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法組合長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）」とする。
- 13 滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第 2 条第 2 項に規定する者以外の常時勤務に服す

ることを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、同条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する同条例第4条から第6条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

- 14 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する滋賀縣市町村職員の退職手当に関する条例第10条の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。
- 15 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴う組合市町の職員の定年を定めた条例の一部を改正する条例による改正前の組合市町の職員の定年を定めた条例（以下「令和5年旧組合市町職員定年条例」という。）の規定による定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者および同項または同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「または第6条」とあるのは、「第6条または付則第15項」とする。
- 16 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、令和5年旧組合市町職員定年条例の規定による定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者および同条第1項または第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「または第6条」とあるのは、「第6条または付則第16項」とする。
- 17 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。
 - (1) 令和5年旧組合市町職員定年条例において定年年齢を65歳以上とする職員
 - (2) 令和5年4月1日以後の組合市町における職員の定年等を定める条例において定年年齢が65歳を超える職員
 - (3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として組合市町の規則で定める職員
- 18 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴う組合市町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例における定年の引上げに伴う給与に関する特例措置の規定による職員の給料月額の変額は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 19 当分の間、第6条第1項第5号に掲げる者に対する第6条の3および第8条の3の規定の適用については、第6条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「令和5年旧組合市町職員定年条例において定める定年（付則第17項第3号に掲げる職員にあつては、組合市町の規則で定める年齢）に達する日」と、第6条の3の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項および第6条の2第1項第2号の項ならびに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項および第8条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る令和5年旧組合市町職員定年条例において定める定年（付則第17項第3号に掲げる職員にあつては、組合市町の規則で定める年齢）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 20 当分の間、第6条第1項第5号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日に

において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。) (規則で定める者を除く。) に対する第 6 条の 3 および第 8 条の 3 の規定の適用については、第 6 条の 3 本文中「6 月」とあるのは「0 月」とする。

付則第 17 項第 3 号に掲げる職員以外の職員	令和 5 年旧組合市町職員定年条例において定める定年
付則第 17 項第 3 号に掲げる職員	組合市町の規則で定める年齢

- 21 当分の間、第 6 条第 1 項 (第 1 号および第 4 号を除く。) に規定する者に対する第 6 条の 3 の規定の適用については、第 6 条の 3 本文中「15 年を」とあるのは「10 年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第 6 条の 3 本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。
- 22 当分の間、第 6 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる者であって付則第 20 項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する直前に退職したときにおける第 6 条の 3 および第 8 条の 3 の規定の適用については、第 6 条の 3 の表第 6 条第 1 項の項、第 6 条の 2 第 1 項第 1 号の項および第 6 条の 2 第 1 項第 2 号の項ならびに第 8 条の 3 の表第 8 条の項、第 8 条の 2 第 1 号の項および第 8 条の 2 第 2 号の項中「100 分の 2」とあるのは、「付則第 20 項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に 100 分の 2 を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 23 当分の間、第 6 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる者であって付則第 20 項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第 6 条の 3 および第 8 条の 3 の規定の適用については、第 6 条の 3 表第 6 条第 1 項の項、第 6 条の 2 第 1 項第 1 号および第 6 条の 2 第 1 項第 2 号の項ならびに第 8 条の 3 の表第 8 条の項、第 8 条の 2 第 1 号の項および第 6 条の 2 第 2 号の項中「100 分の 2」とあるのは「100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

付 則 (昭和 59 年 8 月 1 日条例第 1 号)

- 1 この条例は、昭和 60 年 3 月 31 日から施行する。ただし、第 2 条および次項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正後の滋賀県町村職員の退職手当に関する条例の規定は、昭和 60 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) 以後に退職する者にかかる負担金について適用し、施行日前に退職した者にかかる負担金については、なお従前の例による。
- 3 定年に達したことにより退職した者のうち、その者の退職手当の額が、その者が傷病または死亡によらずその者の都合により退職した場合による退職手当の額に満たないこととなるときは、その者の退職手当の額は、その者が傷病または死亡によらずその者の都合により退職した場合による退職手当の額とする。

付 則 (昭和 60 年 3 月 5 日条例第 1 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則に 1 項を加える改正規定は、昭和 60 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 この条例 (前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。) の施行の日 (以下「施行

日」という。) 前の期間にかかるこの条例による改正前の滋賀県町村職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。) 第14条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 施行日前に退職した職員のうちこの条例の施行の際現に旧条例第14条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関するこの条例による改正後の滋賀県町村職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。) 第14条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

(1) 新条例第14条第1項または第3項の規定による基本手当の日額に相当する退職手当の額については、なお従前の例による。

(2) 新条例第14条第1項または第3項の規定により退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第14条第1項または第3項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当(同条例第10項の規定により支給があったものとみなされる退職手当および前項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間にかかる退職手当を含む。)の日数を減じた日数に相当する日数分を限度とする。

(3) 新条例第14条第7項または第8項の規定による退職手当の額については、なお従前の例7による。

(4) 雇用保険法第19条第1項(同法第37条第9項において準用する場合を含む。)および同法第33条第1項(同法第40条第3項において準用する場合を含む。)の規定に関しては、新条例第14条第1項中「雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定による基本手当の支給の条件」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第54号。以下「昭和59年改正法」という。) 附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第3項中「同法の規定による基本手当の支給の条件」とあり、同条第9項中「同条の規定による基本手当の支給の条件」とあり、および同条第10項中「当該基本手当の支給の条件」とあるのは「昭和59年改正法附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第7項および第8項中「同法の規定による特例一時金の支給の条件」とあるのは「昭和59年改正法附則第7条に規定する旧特例受給資格者に対して支給される特例一時金の支給の条件」とする。

(5) 新条例第14条第4項から第6項までの規定は適用しない。

4 前2項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する昭和59年8月1日から施行日の前日までの間における旧条例第14条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「雇用保険法(昭和49年法律第116号)」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第54号)による改正前の雇用保険法(以下「旧雇用保険法」という。)」と、同項第2号ならびに同条第3項から第8項までの規定、第12項および第13項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。

5 施行日前に職員等(旧条例第2条第1項に規定する職員、同条第2項の規定により職員とみなされる者およびこれらの者以外の者であって職員について定められている勤務時間以上勤務することとされているものをいう。以下同じ。)となり、かつ、その職員等となった日における年齢が65年以上であった者であって、引き続き職員等として在職した後、施行日以後に勤続期間6月以上で退職したもの(退職の際職員または同項の規定により職員とみなされる者

であった者に限る。)については、新条例第 14 条第 5 項または第 6 項中「同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢継続被保険者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和 59 年法律第 54 号）附則第 2 条第 2 項の規定により雇用保険法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢継続被保険者となったものとみなされる者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

- 6 付則第 2 項から第 4 項までの規定にかかわらず、施行日前に退職した職員が昭和 59 年 8 月 1 日以後に安定した職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和 59 年法律第 54 号）附則第 9 条に規定する再就職手当の支給の例により新条例第 14 条第 11 項第 3 号の 2 に掲げる再就職手当に相当する退職手当を支給する。
- 7 付則第 2 項から第 4 項までおよび前項の規定にかかわらず、昭和 59 年 8 月 1 日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第 14 条の規定により退職手当を受けることができる者の退職手当（一般の退職手当等を除く。）の額は、組合長が定めるところによる。
- 8 昭和 59 年 8 月 1 日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、昭和 59 年 8 月 1 日から施行日の前日までの間に旧条例第 14 条の規定により支払われた退職手当は、前項の規定による退職手当の内払いとみなす。
- 9 この付則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、組合長が定める。

付 則（昭和 60 年 11 月 11 日条例第 2 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の滋賀県町村職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第 20 条第 3 項および第 20 条の 2 の規定は、施行日以後の退職にかかる退職手当について適用する。

付 則（昭和 61 年 7 月 11 日条例第 3 号）

- 1 この条例は、昭和 61 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の次に次の 2 条を加える改正規定（第 6 条の 2 にかかる部分に限る。）および第 8 条の改正規定ならびに付則第 3 項および付則第 5 項の改正規定は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県町村職員の退職手当に関する条例第 6 条の 3 の規定は、この条例の施行日以後に行う勧奨について適用する。
- 3 昭和 61 年 11 月 1 日（以下「基準日」という。）の前日に在職する職員が基準日から平成元年 3 月 31 日までの間にその者の非違によることなく勧奨を受けて退職する場合で、その者の勤続期間が 25 年未満であるものの退職手当の算定については、新条例第 4 条および第 5 条の規定にかかわらず同条例第 6 条第 1 項の規定により退職したものとして付則第 7 項の規定を適用する。
- 4 基準日の前日に在職する職員で地方公務員法第 28 条の 2 第 2 項の規定に基づき条例で定年年齢が 63 歳に定められたものが平成元年 4 月 1 日から平成 2 年 3 月 31 日までの間にその者の非違によることなく勧奨を受けて退職する場合（勤続期間が 24 年未満の場合を除く。）の退職手当の額については、新条例第 5 条の規定にかかわらず同条例第 6 条の規定により計算して得られる額とする。
- 5 基準日の前日に在職する職員が基準日から平成元年 3 月 31 日までの間にその者の非違によることなく勧奨を受けて退職する場合で、新条例第 9 条第 1 項から第 6 項までの規定による勤続期間の計算においてその者の勤続期間に 1 年未満の端数があるときは、新条例第 9 条第 7 項の規定にかかわらずこれを 1 年とする。

付 則（昭和 62 年 2 月 18 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 62 年 10 月 2 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 63 年 1 月 18 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県町村職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職にかかる退職手当について適用し、同日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。
- 3 特別職の職員が施行日から平成 3 年 3 月 31 日までの間に退職した場合における当該職員としての在職期間に対する退職手当の額は新条例第 15 条の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に付則別表第 3 の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に掲げる適用期間のそれぞれの期間の割合を乗じて得た額に在職月数を乗じて得た額とする。

付 則（昭和 63 年 6 月 13 日条例第 2 号）

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県町村職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職にかかる退職手当について適用し、同日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。

付 則（平成元年 3 月 7 日条例第 2 号）

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の滋賀県町村職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職にかかる退職手当について適用する。

付 則（平成元年 10 月 13 日条例第 7 号）

- 1 この条例は、平成元年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の滋賀県町村職員の退職手当に関する条例第 2 条第 2 項、第 4 条第 1 項および第 14 条第 2 項の規定は、平成元年 11 月 1 日（同日において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による条例が制定施行されていない組合町村の職員にあっては、当該条例の施行の日の属する月の初日）以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

付 則（平成 3 年 7 月 19 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条および第 9 条第 4 項の規定は、平成 3 年 4 月 1 日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

付 則（平成 4 年 3 月 27 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 育児休業法の施行の日前に義務教育諸学校等の女子教育職員および医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和 50 年法律第 62 号）の規定に基づき育児休業の許可を受けた職員の育児休業の期間のうちこの条例の施行の日前の期間に係る退職手当

に関する取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（平成 5 年 3 月 1 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の滋賀県町村職員の退職手当に関する条例第 2 条第 2 項、第 4 条第 1 項および第 14 条第 2 項の規定は、平成 5 年 4 月 1 日（同日において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による条例が制定施行されていない組合町村で地方自治法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 29 号）附則第 3 項の規定により毎月の第 2 土曜日または第 4 土曜日を休日として定めているものの職員にあっては、当該条例の施行の日の属する月の初日。次項において同じ。）以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の滋賀県町村職員の退職手当に関する条例第 25 条第 1 項の規定は、平成 5 年 4 月 1 日以後の期間における負担金算定の基礎となる給料月額額の計算について適用し、同日前の当該給料月額額の計算については、なお従前の例による。

付 則（平成 5 年 3 月 19 日条例第 3 号）

この条例は、平成 5 年 3 月 19 日から施行する。

付 則（平成 7 年 3 月 28 日条例第 1 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 10 年 2 月 19 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の滋賀県町村職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第 2 条の 2 の適用については、平成 10 年 5 月 31 日までの間、同条中「1 月以内」とあるのは「2 月以内」とする。
- 3 新条例第 17 条の 2 および第 20 条の 2 の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。
- 4 新条例第 24 条および第 25 条の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 10 年 3 月 31 日以前の期間に係る事務費負担金については、なお従前の例による。
- 5 平成 10 年 3 月 31 日以前の期間に係る事務費負担金として納付された額は、滋賀県町村職員退職手当組合規約第 19 条に規定する事務費の額とする。

付 則（平成 12 年 2 月 9 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県町村職員の退職手当に関する条例は平成 11 年 11 月 1 日から適用する。

付 則（平成 12 年 12 月 25 日条例第 2 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

付 則（平成 13 年 2 月 14 日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
（改正前の地方公務員法の規定により再任用された職員に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方公務員法等の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 107 号）第 1 条の規定による改正前の地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項の規定により採用され、同項の任期または同条第 2 項の規定により更新された任期の末日が施行日

以後である職員に係る退職手当については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前に退職した職員に係る失業者の退職手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成 13 年 8 月 23 日条例第 6 号）

この条例は、規則で定める日から施行し、平成 13 年 10 月 1 日から適用する。

付 則（平成 14 年 3 月 4 日条例第 1 号）

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第 9 条第 4 項の規定は、平成 14 年 3 月 31 日以前に、農業災害補償法に基づき設立された農業共済組合および信楽高原鐵道株式会社の業務に従事させるため休職された職員の当該休職期間については適用しない。

付 則（平成 15 年 8 月 8 日条例第 2 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職した職員に係るこの条例による改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第 14 条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項から第 5 項までに定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 新条例第 14 条第 11 項第 4 号および第 14 項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対するこの条例による改正前の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第 14 条第 11 項第 3 号の 2 および第 4 号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした偽りその他の不正行為によって新条例第 14 条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部または一部を返還することまたはその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。
- 5 新条例第 14 条第 16 項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告または証明をした事業主または職業紹介事業者等（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 10 条の 4 第 2 項に規定する職業紹介事業者等をいう。）に対して適用し、同日前に偽りの届出、報告または証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帯して新条例第 14 条第 16 項の規定による失業者の退職手当の返還または納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。
- 6 前 4 項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成 15 年 5 月 1 日から施行日の前日までの間における旧条例第 14 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 31 号）による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）」と、同項第 2 号ならびに同条第 3 項、第 5 項から第 11 項までの規定、第 15 項および第 16 項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
- 7 付則第 2 項、第 3 項および第 6 項の規定にかかわらず、平成 15 年 5 月 1 日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第 14 条の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、規則で定めるところによる。

- 8 付則第2項、第3項および第6項の規定にかかわらず、平成15年5月1日前に退職した職員が平成15年5月1日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）附則第8条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第14条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第14条第11項第3号の2または第4号の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、規則で定めるところによる。
- 9 平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に旧条例第14条の規定により支払われた退職手当は、付則第7項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。
- 10 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

付 則（平成16年2月16日条例第1号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例付則第3項（同条例付則第4項または第5項において例による場合を含む。）および同条例付則第4項の規定の適用については、同条例付則第3項中「第6条の2までの規定にかかわらず」とあるのは「第6条の2までおよび第8条の規定にかかわらず」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」と、同条例付則第4項中「36年」とあるのは「35年を超え37年以下」と、同条例付則第5項中「および第6条の2」とあるのは「、第6条の2および第8条」とする。
- 3 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第6条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例付則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

付 則（平成17年2月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年3月22日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第2条第1項および第9条の規定は、平成16年8月1日から適用する。

付 則（平成18年2月27日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（滋賀県市町村職員退職手当組合の負担金の特例に関する条例の廃止）
- 2 滋賀県市町村職員退職手当組合の負担金の特例に関する条例（平成15年滋賀県市町村職員退職手当組合条例第1号）は、この条例を施行する日の前日をもって廃止する。

付 則（平成18年3月29日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 一般職の職員が新制度適用職員（一般職の職員であって、その者がこの条例の施行の日（以

下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条から第6条の2まで、第8条および付則第3項から第5項まで、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年滋賀県市町村職員退職手当組合条例第4号。以下この項および第4項ならびに第6項において「平成18年条例第4号」という。)付則第9項の規定による改正前の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成16年滋賀県市町村職員退職手当組合条例第1号。以下この項および第4項において「平成16年条例第1号」という。)付則第3項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年または44年の者であって、傷病もしくは死亡によらずにその者の都合によりまたは公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第3項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病または死亡によらずその者の都合により退職したものおよび37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第3条の2から第6条の3までおよび第8条から8条の5までならびに付則第3項から第5項まで、平成18年条例第4号付則第6項および第7項ならびに平成16年条例第1号付則第3項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 3 一般職の職員のうち新条例第9条第6項および第7項ならびに第12条第1項から第3項までの規定により新条例第6条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第9条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。
- 4 一般職の職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第4条から第6条の2まで、第8条および付則第3項から第5項まで、平成18年条例第4号付則第9項の規定による改正前の平成16年条例第1号付則第3項の規定により計算した退職手当の額(以下「旧条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
 - (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が10万円を超える場合には、10万円)

- イ 新条例第 8 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 5 に相当する額
 - ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- (2) 施行日以後平成 19 年 3 月 31 日までの間に退職した者でその勤続期間が 24 年以下のもの 次
に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が 100 万円を超える場合には、100 万円）
- イ 新条例第 8 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 70 に相当する額
 - ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- (3) 平成 19 年 4 月 1 日以後平成 21 年 3 月 31 日までの間に退職した者でその勤続期間が 24 年
以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が 50 万円を超える場合
には、50 万円）
- イ 新条例第 8 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 30 に相当する額
 - ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- 5 第 3 項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当
についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受け
ていた給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。
- 6 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第 6 条の 2 の規定の適用については、
同条第 1 項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（平成 18 年条例第 4 号付則第 2 項
に規定する施行日以後の期間に限る。）」とする。
- 7 新条例第 8 条の 4 の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の
初日が平成 8 年 4 月 1 日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲
げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える
ものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 項	その者の基礎在職期間（	平成 8 年 4 月 1 日以後のその者の基礎 在職期間（
第 2 項	基礎在職期間	平成 8 年 4 月 1 日以後の基礎在職期間

- 8 この付則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。
（滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 9 滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 16 年滋賀県市町村
職員退職手当組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
付則第 3 項中「第 5 条」を「第 4 条第 1 項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」
に、「同条」を「同項」に改める。
（滋賀県市町村職員の退職手当に関する特例を定める条例の一部改正）
- 10 滋賀県市町村職員の退職手当に関する特例を定める条例（平成 14 年滋賀県市町村職員退職
手当組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項中「第 9 条第 4 項」を「第 8 条の 4 第 1 項」に改め、同条第 3 項を次のように
改める。
- 3 派遣職員に関する退職手当条例第 8 条の 4 第 1 項および第 9 条第 4 項の規定の適用につい
ては、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関

する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業の期間を除く。)は、退職手当条例第8条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。第3条第1項中「第9条第4項」を「第8条の4第1項」に改める。

(滋賀県市町村職員の勸奨退職の特例を定める条例の一部改正)

- 11 滋賀県市町村職員の勸奨退職の特例を定める条例(平成18年滋賀県市町村職員退職手当組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2」を「第6条の3」に、「定年前早期退職者に対する退職手当」を「定年前早期退職者に対する退職手当の基本額」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

(退職手当の特例)

第6条 この条例の適用を受けて退職した者に対する退職手当条例第3条の2から第6条の3までおよび第8条から第8条の5までに規定する退職手当の額は、退職手当条例第3条の2から第6条の3までおよび第8条から第8条の5までの規定にかかわらず、その者の退職手当の計算の基礎となる給料月額に退職の日において定められているその者にかかる定年と退職の日におけるその者の年齢との差(当該年数が10年を超える場合は、10年)に相当する年数1年につき第4条で選択した特例割増率を乗じて得た額の合計額に、退職手当条例第6条第1項各号に掲げる割合を乗じて得た退職手当の基本額と同条例第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額の合計額とする。

第8条中「第4条」を「第3条の2」に、「第6条の2」を「第6条の3」に改め、「第8条」の右に「から第8条の5まで」を加える。

付 則 (平成19年2月9日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(助役に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際に助役である者の退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算については、この条例による改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第16条の規定にかかわらず、当該助役としての任期における在職期間と、この条例の施行の日に副市町長として選任されたものとみなされた者として在職した期間を通算した期間を引き続いた在職期間とみなす。

- 3 前項の規定による在職期間の計算は、当該助役となった日の属する月から副市町長として選任されたものとみなされた者として在職した後に退職した日の属する月までの月数による。ただし、その月数が48月を超えるときは、48月とする。

(収入役に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例による。

付 則 (平成19年8月2日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1項および第3項の改正規定は平成19年10月1日から、同条第17項の改正規定および付則第3項の規定は日本年金機構法(平成19年法律第109号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第1項および第3項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第14条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

付 則（平成19年12月20日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の規定は、平成19年8月1日から適用する。

付 則（平成20年3月28日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項および第6条第1項の規定は、この条例の施行日以後の退職にかかる退職手当について適用し、同日前の退職にかかる退職手当については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の条例第30条および第31条の規定は、施行日以後に生じた負担金について適用し、同日前に生じた負担金については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の条例第31条第1項第2号の規定の適用については、同号中「1000分の170」とあるのは、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間においては「1000分の150」と、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間においては「1000分の160」とする。

付 則（平成22年2月18日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「第9条の2」を「第12条」に改める。

（滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「第24条および第25条」を「第30条および第31条」に改める。

付則第4項中「第25条」を「第31条」に改める。

付 則（平成22年7月26日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）であった者であって、退職の日が施行日の前日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対する改正後の同条例第14条第7項および第8項の規定の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成23年8月24日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の規定は、平成23年4月1日から適用する。

付 則（平成25年2月18日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例（以下「新退職手当条例」という。）付則第3項（新退職手当条例付則第5項および第2条の規定による改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例付則第3項においてその例による場合を含む。）および第4項の規定の適用については、新退職手当条例付則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第3条の規定による改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例付則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

付 則（平成26年8月21日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年2月3日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 規則で定める組合市町の職員に対するこの条例による改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第8条の4の規定の適用については、なお従前の例による。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則（平成27年8月21日条例第2号）

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

付 則（平成 28 年 2 月 12 日条例第 5 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 2 月 2 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 新条例第 16 条第 2 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に教育長となった者について適用し、同日前に教育長となった者については、なお従前の例による。
- 3 退職職員（退職した職員の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）第 2 条の規定による改正前の雇用保険法第 6 条第 1 号に掲げる者に該当するものにつき、新条例第 14 条第 5 項または第 6 項の勤続期間を計算する場合における滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第 9 条の規定の適用については、同条第 1 項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）の施行の日（以下この項および次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続きしたる在職期間）」と、同条第 2 項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。
- 4 新条例第 14 条第 11 項（第 6 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例（以下この項および第 6 項において「旧条例」という。）第 14 条第 11 項第 6 号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（適用日前 1 年以内に旧条例第 14 条第 5 項または第 6 項の規定による退職手当を受けることができる者となつた者であつて適用日以後に新条例第 14 条第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて適用日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をした者に対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 新条例第 14 条第 15 項において準用する同条第 11 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて適用日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて適用日前に職業に就いたものに対する滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第 14 条第 11 項第 4 号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 6 適用日前に旧条例第 14 条第 5 項または第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（適用日以後に新条例第 14 条第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する滋賀県市町村職員の退職手当

に関する条例第 14 条第 11 項第 5 号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成 29 年 8 月 25 日条例第 4 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 14 条第 11 項第 5 号の改正規定および付則第 4 項の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第 14 条第 10 項および付則第 12 項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例第 14 条第 10 項（第 2 号に係る部分に限り、新条例付則第 12 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であって滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第 14 条第 1 項第 2 号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当または同号の規定の例により雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第 3 項の退職手当の支給を受け終わった日が平成 29 年 4 月 1 日以後であるものについて適用する。
- 4 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）第 4 条の規定による改正後の職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下この項において「新職業安定法」という。）第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体または新職業安定法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第 14 条第 11 項（第 5 号に係る部分に限り、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第 14 条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が付則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

付 則（平成 29 年 12 月 28 日条例第 7 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 8 月 27 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和元年 8 月 2 日条例第 3 号）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条の改正規定は、令和元年 12 月 14 日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第 2 条第 2 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

付 則（令和 2 年 2 月 12 日条例第 1 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 11 月 4 日条例第 2 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。ただし、

新条例第14条第4項の規定は、令和4年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第2条第2項および第14条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 新条例第14条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

付 則 (令和5年3月30日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）または第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）または第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。